

独立行政法人評価年報(平成 17 年度版)の発行について

1 「独立行政法人評価年報」について

位置付け

「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)において、当委員会が「独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)」とされたことを受けて、平成 15 年度から毎年度発行(今回が4回目)。

発行手続

年報の作成・発行については、委員会決定(参考1)に基づき、独法分科会の議決をもって委員会の議決とする事項とされており、さらに、分科会における取扱いについては、独法分科会長決定(参考2)により、既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定することとされている。

2 平成 17 年度版の編集方針

基本的に平成 16 年度版と同様の構成とし、継続性に配慮してデータを更新。

平成 17 年度版の目次

第1部 平成 17 年度における独立行政法人の状況

- 1 独立行政法人の制度等
- 2 独立行政法人数の推移等
- 3 独立行政法人の役職員の状況
- 4 独立行政法人の財務・会計
- 5 評価結果の予算等への反映状況

第2部 平成 17 年度における独立行政法人に関する評価活動等の状況

- 1 評価委員会の評価活動等
- 2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要
- 3 平成 18 年度の中期目標期間終了時の見直しに向けた活動

資料編

関係法令・閣議決定等、法人数・常勤職員数の推移、職員の給与、役員の報酬・退職手当、年度計画における予算、決算、財務状況等の資料を掲載

(参考1)

政策評価・独立行政法人評価委員会名で処理する事務の
独立行政法人評価分科会への付託について

平成 17 年 11 月 14 日
政策評価・独立行政法人評価委員会決定

政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成 12 年政令第 270 号)第5条第6項の規定に基づき、独立行政法人評価分科会の議決をもって政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の議決とする事項を以下のとおり定める。

- (1) 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、「政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)」とされたことを受け、毎年度委員会名で発行する「独立行政法人総覧」及び「独立行政法人評価年報」の作成及び発行に関すること。
- (2) その他、独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので、委員会名で定期的に発行する刊行物の作成及び発行に関すること。

(参照条文)

○政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成 12 年政令第 270 号)

(分科会)

第5条 1～5(略)

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(参考2)

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて

平成18年2月27日
独立行政法人評価分科会長決定

平成17年11月14日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)において、独立行政法人評価分科会(以下「分科会」という。)の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物(以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。)の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。

記

- 1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い
 - (1) 委員会の庶務を司る総務省行政評価局において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。
 - (2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省行政評価局において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。

ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」について既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。
- 2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い
 - (1) 上記1の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行

しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。

したがって、民間団体等からの申し出については、委員会の庶務を司る総務省行政評価局が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。

(2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。

ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。

- ① 印刷・発行の目的・内容(図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等)を明らかにする書類
- ② 印刷・発行の収支予算書
- ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類(定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等に係る資料)

イ 当該承認申請書は、委員会の庶務を司る総務省行政評価局が受理するものとする。

ウ 総務省行政評価局は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認(不承認)理由書を作成するとともに、承認(不承認)に係る決裁文書を作成するものとする。

エ 総務省行政評価局は、この承認(不承認)理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認(不承認)を決定するものとする。

オ 承認(不承認)を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。

(3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。